

意見1 地区内歩道及び四季の路のリニューアルについて

分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	<p>(1) 森の里1丁目自治会長</p> <p>■森の里地区の道路は、30年以上が経過し街路樹が大きく成長し弊害が多く発生している。根上がりなどの影響から、歩道や「四季の路」の舗装が、ひび割れや段差が多く発生している状況にある。</p> <p>街路樹が巨木となり、落葉問題や落葉等の影響により舗装が滑りやすい状況にもなっている。地区内住民の割合は、75才以上が15.4%、65才以上は約30%となっている状況から、つまづきやスリップによる転倒なども発生している。街路樹の撤去等を見据えた、歩道や「四季の路」の改修やリニューアルを検討してほしい。</p>	<p>【道路部長】</p> <p>■3月22日に、道路維持課の職員が該当する地域の確認をしたところ、27箇所の根上がりが確認されました。これ以上放置しておく、さらに巨大化する可能性もあるため、伐採して違う樹種に変更するか、根を切断するなどの対応を考えています。</p> <p>今後については、特に歩道が大きく隆起し、歩行や通行に危険であると判断した箇所を優先的に対応していきたいと考えています。</p> <p>ベンチについては、老朽化しているものを3箇所確認しています。木製のものは腐食する可能性があるため、樹脂製のベンチに変更して設置していきます。</p> <p>また、新規設置については、地元の方々を設置箇所について現地で相談しながら進めていきたいと思っております。</p>	<p>【道路部】道路維持課</p> <p>■街路樹の根上がりについては、危険性が高い箇所から順次対応しています。</p> <p>木製ベンチについては、令和2年度に樹脂製のベンチに変更します。ベンチの新規設置については、9月26日に現地で自治会長と立会いを行った結果、本年度4箇所をベンチを設置予定です。ベンチの種類については、自治会長と相談した上で決定します。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■街路樹の根上りについては、危険性が高い箇所から継続的に対応しています。</p> <p>ベンチについては、既存ベンチ3箇所の修繕を本年度中に実施し、新設ベンチについては、令和2年度以降に対応するよう予算要求済みです。</p>
	<p>(2) 森の里1丁目自治会長</p> <p>■森の里3丁目自治会館前の「グミの木」には12mmぐらいのとげが生えているため、草刈りボランティアが手にけがをしてしまう事例が起きている。「グミの木」の赤い実を鳥が食べて飛び回り、種をまき散らすため、また生えてくる。なかなか自治会レベルで対処できるものではないので、市の方で剪定できないか。</p>	<p>【道路部長】</p> <p>■街路樹には、自転車や歩行者の通行の際に危険とならないように、とげのあるものを植えないこととなっていますので、とげのある「グミの木」がなぜ街路樹として植えられたかは不明です。</p> <p>一度、道路部の職員を現地に派遣し確認します。</p> <p>【森の里地区センター所長】</p> <p>■もともと森の里のコンセプトとして、自然の山の地形を考えて、春夏秋冬を感じることができるように、いろいろな種類の木が植えられています。たまたま、公団が設計した中に、とげのある「グミの木」があったのではないかと考えられます。</p>	<p>【道路部】道路維持課</p> <p>■現地を確認した結果、森の里小学校と森の里中学校の間の住宅街の通り（延長約400m）にグミの木を確認しました。9月26日に自治会長と立ち会いを行った結果、グミの木はとげがあり危険なため、3年～4年かけて撤去と更新を実施します。更新する樹種については、自治会長や近隣の方々とも相談し、決定します。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■延長400mのうち、本年度は100mで撤去と更新を実施します。令和2年度も予算要求済みであり、その後も順次対応します。</p>
	<p>(3) 森の里1丁目自治会長</p> <p>■四季の路には、ベンチが設置されているが、地区内住民の散歩や買い物の際の休憩場所として、多くの方が利用している。しかし、木製ベンチが老朽化していることや、森の里4丁目から5丁目の区間には、ベンチが少ないことから、リニューアルと併せて検討していただきたい。</p>	<p>【道路部長】</p> <p>■ベンチについては、老朽化しているものを3箇所確認しています。木製のベンチについては、どうしても腐食したりするので、今後新たに設置する場合には、樹脂製のベンチに変更したいと考えています。</p> <p>ベンチの新規設置については、設置場所などを現地で相談させていただき、リニューアルと併せて設置できたらと考えています。</p>	<p>【道路部】道路維持課</p> <p>■木製ベンチについては、令和2年度に樹脂製のベンチに変更します。ベンチの新規設置については、9月26日に現地で自治会長と立会いを行った結果、本年度4箇所をベンチを設置する予定です。ベンチの種類については、自治会長と相談した上で決定します。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■既存ベンチのうち3箇所については、今年度中の修繕で準備しており、新設のベンチ設置については、令和2年度で対応する予定であり、予算要求済みです。</p>
	<p>(4) 森の里2丁目自治会長</p> <p>■6月の美化清掃の時に、地区の方から街路樹に毛虫が付いていたため、公民館をお願いして駆除してもらった。</p> <p>街路樹を切ってくれと言う方もいるが、街路樹を見て季節の移り変わりを、楽しみにしている方もいる。毛虫が出てからの対策ではなく、毛虫が付かないような方法はないか。</p>	<p>【市長】</p> <p>■元気がいい葉には、毛虫が付くものですが、毛虫の対策としては、消毒しかないと思います。</p> <p>森の里地区の開発を請け負った公団は、四季の路を含めて、季節感とか情緒とか、そういうものを大切にしようと思ったのではないのでしょうか。</p> <p>秋に、ひらひらと落ちていく落ち葉を見て情緒を感じる人もいるため、木を切るには、地域住民の皆さんと話し合っ判断する必要があります。</p> <p>同じ地区の方にも、様々な価値観を持つ方がいますので、道路部だけではなく関連の部署と協議させていただき、より安全な生活ができるよう考えていきます。</p>	<p>【道路部】道路維持課</p> <p>■毛虫が付かないような対策については、毛虫が付にくい樹種に更新することも一つの方法であり、樹種の更新には、地域住民の方々とも話し合っ判断していきたいと考えています。現段階では、毛虫について、御連絡を受け次第早急に消毒を行います。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降において変更等はありません。</p>

意見2 防災ベンチの設置について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
防災関連	<p>(1) 森の里2丁目自治会長</p> <p>■地区の住人から2丁目は防災対策が弱いのではないかとの声があった。森の里5丁目自治会館には公衆電話と防災ベンチがある。4丁目自治会館には、防災ベンチはないが公衆電話はある。3丁目の自治会館には、公衆電話がないが防災ベンチはある。1丁目の自治会館には、防災ベンチはないが公衆電話はある。2丁目の自治会館には防災ベンチも公衆電話もない。若宮公園には防災ベンチが3基ある。森の里の真ん中から南は防災対策が弱いのではないかと考えている。</p> <p>災害時に避難所へ移動する際の拠点になるのは自治会館になると思われるので、自治会館のまわりに防災ベンチ等を整備してほしい。N T Tには、公衆電話の設置をお願いしたが設置出来ないと言われた。</p> <p>防災ベンチを設置しても誰も使わないのではもったいないが、森の里は高齢者が増えてきているので、普段は歩いていて途中で休みたい方が使えば、災害時以外でも活用できるのではないかと。</p>	<p>【市長室長】</p> <p>■防災ベンチは、2011年3月11日の東日本大震災を受けて設置が始まり、地域防災計画の中で取り扱いを定め、市内の公園で一定の条件を満たしている箇所を選定して平成25年度から設置しています。</p> <p>設置の条件として、住宅が密集しているような公園、高層住宅隣接の公園、従業員が多くいる工場近くの公園、車で避難が可能な公園などで、市内の235公園のうち114公園に設置する計画を策定しています。</p> <p>現在、74の公園に設置していますが、森の里地区では、若宮公園とくりの実公園、ふじだな公園に設置しています。</p> <p>残り40の公園については、計画に基づき速やかに設置を進めたいと考えており、すべての公園に設置完了後には、地域の皆様からの要望により、設置ができるよう検討します。</p> <p>【市長】</p> <p>■トイレと水は災害時には基本になります。一時避難場所に滞在する期間は1晩か2晩だが、トイレは必要になるため、防災ベンチの増設に向けて検討していきます。</p>	<p>【市長室】 危機管理課</p> <p>■各地区における防災対策として、災害発生時の一時避難場所となる公園等への防災ベンチ等の整備については、大変重要と考えます。今後、地域の皆様の意見も踏まえた上で、関係部署とも連携を図り、取り組んでいきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》 中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>【都市整備部】 公園緑地課</p> <p>■防災用ベンチについては、防災用ベンチ整備計画に基づき事業を進めています。</p> <p>森の里2丁目には、かぜの子公園があり、整備計画には位置づけられていませんが、整備計画の完了後には、自治会からの御要望をいただき、その地域に防災用ベンチの必要性を検討したうえで、設置ができるよう進めていきたいと考えています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見3 災害時に発生する廃棄物について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
防災関連	<p>(1) 森の里5丁目自治会長</p> <p>■森の里地区は、住宅地であり災害発生時の廃棄物置き場がなく、どのようにするかが課題と考えている。そこで、資源化センターを災害廃棄物処理場にできないか。</p> <p>また、家庭用のごみについて、災害発生時には本当に収集車が来れるのか心配なので、がれきなどの災害廃棄物と一緒に出すことはできないか。</p>	<p>【市長室長】</p> <p>■地域防災計画における、災害廃棄物の仮置場については、厚木市災害廃棄物処理計画に基づき、公園、グラウンド等の公有地を基本に土地利用の規制及び規制以外の諸条件等を考慮した中で選定することと定めています。</p> <p>一次仮置き場や二次仮置き場については、森の里地区では廃棄物の量にもよりますが、公園などを想定しています。しかしながら、公園は一時避難所にもなるため、地域の方々と相談しながら具体的に決めていきたいと考えています。</p> <p>【市長】</p> <p>■現在のところ、100%廃棄物を受け入れできずと断言できませんが、しっかりと場所を選定した上で、廃棄物を処理するスペースを確保していきます。</p>	<p>【市長室】 危機管理課</p> <p>■災害発生時のごみ処理問題については、取り組むべき重要課題の一つであると認識しており、計画にも位置付けを行い、対策を検討しています。</p> <p>しかしながら、場所の選定等には、地域の皆様との連携・調整が必要不可欠でありますので、関係部署とも連携を図り、引き続き取り組んでいきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》 中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>【循環型社会推進担当】 環境事業課</p> <p>■資源化センターを森の里地区の災害廃棄物の一次仮置き場として利用することは、地域住民との調整もありますので、現状困難であると思われま。一次仮置き場に関しては、原則地区の中で対応していただくようお願いします。</p> <p>また、災害発生時における家庭系ごみの搬出に関しては、もえるごみは腐敗しますので、災害廃棄物と一緒に排出しないようお願いします。</p> <p>なお、もえるごみについては、災害協定を結んでいる協同組合厚木市資源再生センター及び厚木市廃棄物処理業協同組合とともに災害時の収集体制を維持します。</p> <p>《中間報告以降の状況等》 ■12月7日の森の里地区自治連協議会会議の中で、一次仮置場としての上古沢緑地の使用の提案を説明しました。</p> <p>そこで、森の里地区自治連からは、森の里地区を南北に縦断している車両通行止め道路を一次仮置場として使用したい旨の提案がありましたので、今後、使用について検討していきます。</p>

意見4 空き家対策について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	<p>(1) 森の里4丁目自治会長</p> <p>■地区内に空き家が増えている状況にある。市として、地権者へ働きかけをし、管理の徹底や転売などを行う働きかけはできないか。</p> <p>また、森の里東土地区画整理事業で企業誘致している中、従業員の住居確保の方策として空き家を有効活用し若い世代の移住が増えてくれれば、街の活性化につながるものと期待している。</p>	<p>【まちづくり計画部長】</p> <p>■空き家は、所有する方の財産であり、売却を考えている方やそのまま所有を希望されている方など、空き家の活用方法については、それぞれの考えがあります。</p> <p>そのため、市としては、地権者に直接働きかけるなど、不動産取引に関わることは難しいですが、所有者と不動産事業者をつなげる仕組みを構築しましたので、所有者に対しては、個別に意向確認を行うなど利活用の促進に努めます。</p> <p>また、管理の徹底は、空き家のデータベースを整備し、住宅課のほか市内の関係部署で情報共有を図っています。把握する空き家については、定期的なパトロールを実施し、問題となる空き家には所有者への助言・指導を行っています。</p> <p>平成28年度の調査では、市内に755戸の空き家を確認しています。調査から2年経過しており、すでに解体されたり新たに居住されたりするところがあるため、現在は、608戸の空き家を確認しています。</p> <p>空き家の中でも状態に応じて「A危険な状態（不適切）」、「B管理されていない」、「C経過観察」、「D問題なし」のランクで分けています。本年度の調査で森の里地区では、AはなくBの管理不全で助言が必要なものが5戸、Cの経過観察は8戸、Dの問題なしは11戸で計24戸を確認しています。</p> <p>また、森の里東地区の企業の従業員の方へは、不動産関連団体へ紹介するよう依頼します。</p> <p>市では、親元近居・同居住宅取得等支援事業を推進しています。平成30年度には28世帯の方が制度を活用して厚木市に戻ってくるなど、効果が表れています。是非、森の里地区でも制度を活用していただき、若い世代の人口を増やしてもらいたいと考えています。</p>	<p>【まちづくり計画部】住宅課</p> <p>■市では、一般の不動産流通を希望しない所有者に向けて、国土交通省が主導で構築した全国版空き家バンクにページを開設しています。所有者に登録の意向確認を行ったところ、登録を希望する物件はまだありませんが、今後も更なる周知を図り、登録物件の増加に努めていきます。</p> <p>また、昨年度から、親世帯との近居・同居のため、市外にお住まいの子世帯が、市内に住宅を取得又は改修する場合に補助する制度「親元近居・同居住宅取得等支援補助金」を実施しています。市内への定住促進を図るとともに、バランスのとれた人口構成のもと、若年世代から高齢者までが互いに支え合えるまちづくりに向け取り組んでいます。</p> <p>特に、森の里地区については、積極的に定住を図る地域として、定住促進地域に指定し、通常の補助金に加算を行い、森の里地区への定住を促しているところです。さらに、市内在勤者の場合にも同様に加算を行うことで、職住近接を促進できるよう積極的な支援を行っています。</p> <p>市内の企業に対しては、直接事業所に出向き、制度の周知及び社員への広報を依頼するなど、企業への働きかけを行っています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見5 小・中学校の児童・生徒数減少に伴う学校施設の活用について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
学校教育	<p>(1) 森の里2丁目自治会長</p> <p>■森の里小・中学校の児童・生徒数は、年々減少している状況にあるが、「厚木市立小・中学校の通学区域再編成及び学校規模に関する基本方針」の学校規模の適正化の中で、原則として統廃合は行わず、複合施設として有効活用を図るものとするとの考えがある。</p> <p>学校施設を今後どのように有効活用するのか、地域として関心があるため考えを聞きたい。</p>	<p>【市長】</p> <p>■空き教室等の有効活用については、10年20年後、少子高齢化がさらに進んだ場合を想定して、今のうちから考えておく必要があります。</p> <p>学校は文部科学省の許可を得ているため、他の施設に使用してはいけないなどの制限があることから、今後、国と緩和策について交渉することも含め、様々な方策を検討していきます。</p>	<p>【教育総務部】教育総務課</p> <p>■平成27年9月に策定した「厚木市立小・中学校の通学区域再編成及び規模に関する基本方針」に基づき、今後の学校規模の適正化について検討を行っているところでありますが、御質問のとおり、同方針において、おおむね10年間は「小規模校の適正化の方策としての学校の統廃合は、地域活動等に様々な影響を及ぼすことから、原則として統廃合は行わず複合施設としての有効活用を図るものとする」と方針付けています。</p> <p>このことから、現段階では、森の里小・中学校を含む全小・中学校においての複合施設に係る個別具体的な検討は行っておりませんが、御指摘のとおり、森の里小・中学校の児童・生徒数については、年々減少傾向にあり、学校規模についての検討が必要となっております。</p> <p>学校は、地域コミュニティの場としての機能も有しており、災害時の避難場所であることなど、防災上の重要な施設でもありますので、今後は児童・生徒の将来推計を考慮するとともに、地域の皆様の御意見等もお伺いしながら、その将来像について慎重に検討していきたいと考えています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>